

KITAHAMA⁺

北浜法律事務所 リーガルマガジン

PLUS
Vol. 08

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

特集

**独占禁止法における
優越的地位の濫用規制と
ビジネスでの留意点**

篠内 俊輔 弁護士
独占禁止法・競争法/
リスクマネジメント・コンプライアンス

川田 由貴 弁護士
独占禁止法・競争法/
コーポレート・会社法

法務 Troubleshooting
企業結合規制の動向

**規制対象の主眼は大きく変化
デジタル化時代の
データと独占法・競争法**

**ビジネスパーソンの休憩時間
現代アートとの出会い**



クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

弁護士

數内俊輔

独占禁止法・競争法
リスクマネジメント・コンプライアンス

弁護士

川田由貴

独占禁止法・競争法
コーポレート・会社法

Kumi.k

數内俊輔 弁護士



Shunsuke Yabuuchi

Profile



川田由貴 弁護士

京都大学法学部卒。労働審判や訴訟対応を含む労務関係の案件全般、M&A、企業法務、紛争解決、家事事件、独禁法関係の案件などを主に取り扱っており、国内案件のみならず、涉外案件についても担当し実績を積んでいる。
また、外資系製薬会社法務部に1年2ヶ月の出向経験を有しており、常にクライアントのニーズを的確に理解したうえでのアドバイスを心がけている。



Yuki Kawata

Profile



01年神戸大学法学部卒業。02年神戸大学大学院法学研究科経済関係法専攻博士課程前期課程修了。03年弁護士登録。2006～2009年公正取引委員会事務総局審査局にて勤務（独占禁止法違反事件等の審査・審判対応業務に従事）。16年～20年神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授。独禁法・景表法・下請法を専門分野としている。金井貢嗣ほか編『経済法判例・審決百選（第2版）』（共著・有斐閣、2017）、白石忠志＝多田敏明編著『論点体系独占禁止法（第2版）』（共著・第一法規、2021）等。

特集

独占法における 優越的地位の濫用規制と ビジネスでの留意点

楽天市場やビー・エム・ダブリューなど、
公正取引委員会による違反事件の調査が世間を賑わせたことは記憶に新しいところ。
今、企業が押さえておきたい「優越的地位の濫用」に関する独占禁止法上の考え方について、
第一線に立つ弁護士がわかりやすくお話しします。



KITAHAMA^{PLUS}

message

独占禁止法は、自由経済社会において

企業が守らねばならないビジネスのルールです。

最近ではGAFA等のデジタル市場での巨大企業の活動に対する

世界各国の競争法（独占禁止法）の執行が注目されており、

日本では、優越的地位の濫用として問題になるのではないかと指摘されています。

優越的地位の濫用は、デジタル市場だけでなく様々な取引で問題になりますが、
公正取引委員会からの調査やペナルティを受けたり、

民事訴訟で賠償を命じられたりすると

社会的な信用も失墜してしまうため、

事前対策が欠かせません。

今号のKITAHAMAプラスをぜひお役立てください。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



優越的地位の濫用が問題となる 3つの局面



川田 最近の事例では、米の卸売業者が原告となり、取引先である北海道を中心にはコンビニを展開していた会社等を被告として、納入した米を返品される事事件で優越的地位の濫用や下請法違反が主張されるケースが増えてきているように思います。

ドライバー問題となる可能性がある行為のようにみえても、詳細に検討することでも、独禁法上問題ないといえる材料があるといえる場合もあると思います。

鎌内 最後の3つ目は、民事紛争における優越的地位の濫用です。過去から優越的地位の濫用が民事事件で問題になった例はあったのですが、最近、民事事件で優越的地位の濫用や下請法違反が主張されるケースが増えてきているように思います。

川田 最近の事例では、米の卸売業者が原告となり、取引先である北海道を中心にはコンビニを展開していた会社等を被告として、納入した米を返品され

る可能性がある行

為のよう

にみえても、詳

細に検討する

ことで、独禁法上問題ないといえる材

料があるといえる場合もあると思いま

す。

鎌内 最後の3つ目は、民事紛争にお

ける優越的地位の濫用です。過去から

優越的地位の濫用が民事事件で問題に

なった例はあったのですが、最近、民

事事件で優越的地位の濫用や下請法違

反が主張されるケースが増えてきてい

るよう

に思

います。

川田 一方、直近で公正取引委員会は、ビーム・エム・ダブリュー株式会社が、自動車ディーラーが到底達成できないノルマを策定して、それを達成させるためにディーラー名義で新車登録をするなどを強制していたことが優越的地位の濫用にあたるのではないかとして

印象があります。

川田 一方、直近で公正取引委員会は、ビーム・エム・ダブリュー株式会社が、自動車ディーラーが到底達成できないノルマを策定して、それを達成させるためにディーラー名義で新車登録をするなどを強制していたことが優越的地位の濫用にあたるのではないかとして

鎌内 そうですね。「優越的地位の濫用」規制が問題になる局面を大きく3つ挙げるとすると、1つは、公正取引委員会による違反事件の調査です。例えば、2020年2月に楽天株式会社が楽天市場の出店者に対して一律に送料無料キャンペーんを強制しようとしていることが優越的地位の濫用に当たる疑いがあるとして、公正取引委員会が緊急停止命令を申し立てた事件が大きく報道されました。公正取引委員会は、小売業者と納入業者等との取引を調査対象とする傾向があり、調査対象となるビジネス分野がやや偏っている印象があります。

川田 独禁法、競争法の規制に関しては、以前から、カルテルや談合の問題が注目され、北浜法律事務所でも対応の実績がありますね。令和元年の独禁法改正もカルテルへの規制強化が主な内容ですが、新聞報道等みると、色々なビジネス分野で「優越的地位の濫用」規制に言及されることが多くなっていますね。

鎌内

川田 独禁法、競争法の規制に関しては、以前から、カルテルや談合の問題が注目され、北浜法律事務所でも対応の実績がありますね。令和元年の独禁法改正もカルテルへの規制強化が主な内容ですが、新聞報道等みると、色々なビジネス分野で「優越的地位の濫用」規制に言及されることが多くなっていますね。

鎌内 2つ目として挙げられるのは、優越的地位の濫用に関する各種のガイドラインが新たに作成されたり、改定されたりしている点だと思います。**川田** まず、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」では、例えば、有力なデジタル・プラットフォーム事業者が個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに個人情報を取得すること、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を利用すること等は独禁法上優越的地位の濫用として問題となるとされています。

鎌内

川田 このほか、フリーランスとその取引先との取引、スタートアップ企業とその連携事業者との取引、フランチャイズ・システムにおける取引等についても、それらの分野に対する実態調査を踏まえて、ガイドラインが作成さ

れていました。2020年は公正取引委員会による違反事件調査のための立案検査は終了しています。この事案のようないくつかの企業でも比較的多数の取引先に不利益となる取引条件で取引をしていると調査対象になりうる点は注意が必要です。

鎌内

川田 まず、実態調査とガイドラインの作成入検査の報道は少なかったですが、こうした実態調査とガイドラインの作成公表によって独禁法上問題となりうる行為の未然予防等に力を入れているようになります。こうしたガイドラインの作成によって、契約交渉の場面等においても、独禁法上の懸念が指摘され、契約条項の修正要望などが交渉相手から示されるといったことも今後さらに増えるかもしれません。

鎌内

川田 企業はそのような指摘を受けた場合、交渉相手からの指摘が正当な指摘か、独禁法に精通した弁護士を交えて検討するべきでしょうね。一見ガイ

でですね。実務に精通した弁護士が、適切なアドバイスをいたします。

独禁法に関するご相談、セカンド・オピニオンを承ります。

お気軽に北浜法律事務所へご相談ください。



たことに基づく損害賠償等を請求した事案（札幌地判平成30年4月26日裁判所ウェブサイト）ですね。判決では、原告と被告の間に返品合意は存在したが、返品量、返品期限等について予測困難であって返品合意は公序良俗違反により無効であるとして、7億円近い金額の支払いを命じる判決がでています。

鎌内

川田 この判決で重要な点は、取引開始の時点で返品を行うことができる旨の合意があつたと裁判所も判断をしているのですが、詳細な事実認定の上、原告が自らとの取引関係に経営を依存していることに乘じて、原告に対し協議を通じて返品により生じ得る損失の性質及び程度を説明することなく、また、原告の損失が無限に膨らむことがないように返品量、返品期限及び粗利利率について約束をするなど十分な配慮をすることもなく大量の返品を繰り返して、原告に過大な損失を原告にもたらしたと認定し、返品合意を無効と判断している点です。

川田

通常は合意内容に従つた対応であれば問題ないはずですが、優越的地位の濫用で合意が無効になる場合もありますので、具体的な事実関係によります

が、契約や合意だけで全て解決できるとは限らないことを認識しておく必要がありますね。

鎌内 独禁法に関しては、実務感覚に基づく判断が必要とされるケースが多く、判断に迷うケースも存在することと思います。そのような場合はお気軽に弁護士に相談してもらえた嬉しいですね。

川田 企業はそのような指摘を受けた場合、交渉相手からの指摘が正当な指摘か、独禁法に精通した弁護士を交えて検討するべきでしょうね。一見ガイ

でですね。実務に精通した弁護士が、適切なアドバイスをいたします。

独禁法に関するご相談、セカンド・オピニオンを承ります。

お気軽に北浜法律事務所へご相談ください。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
福岡事務所 TEL 092-263-9990
<https://www.kitahama.or.jp/>





「データ」といえば、何を指すでしょうか。単なる情報の集合体という意味でしょうか。最近わずか1～2年の間に、「個人情報」という意味や文脈で語られることが増えました。「DX」が「データベース」の略から「デジタルトランスフォーメーション」の略に変わったのも、同様ではないでしょうか。このように、デジタル化やIT化の進展により、世界の変化はさらに加速しています。アメリカ型のM&A実務や、卑近な例でいえばドラム式洗濯機のような生活家電が、欧米先進国から10年程度は遅れて日本に導入され、ゆっくりと定着してきたのも、今は昔です。

世の中が急速にデジタル化することになり、人々の行動や意思決定の選

択肢が格段に増えました。しかし、デジタル化によって特定の事業者によるデータの寡占や独占も生じやすくなり、これにより逆に人々の行動や意思決定の自由が奪われ、又は操作・誘導されかねなりました。

ここで登場するのが、独禁法・競争法です。独禁法・競争法は、公正かつ自由な競争を促進し、市場参加者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることを目的とします。ただし、何をどのように規制するのが適切かは、時代背景によつても規制対象の主眼は大きく変化しています。デジタル化社会における、データを巡る独禁法・競

デジタル化時代の データと 独禁法・競争法



中 亮介 弁護士

Ryosuke Naka

Profile



私は、何年か前に友人に勧められ、現代アートの世界に足を踏み入れました。その後、少しづつですが、コレクションを増やしています。これまでクローゼットに保管して時々眺める程度でしたが、コロナ禍を契機に、自宅のリビング等に飾るようになりました。

佐野 俊明 弁護士

Toshiaki Sano

Profile



Have a little break
ビジネスパーソンの休憩時間

現代アートとの出会い

佐野 俊明弁護士の
おすすめ
コレクション

Relay column

規制対象の主眼は大きく変化



法務 Troubleshooting

企業結合規制の動向

File / 08

1 企業結合ガイドライン等の改正

スタートアップ企業の買収においては事前届出の要否だけではなく、保有するデータ等の価値評価を踏まえて国内の競争に及ぼす影響についても事前に検討しておくことが望ましいといえます。

公取委が策定・公表している企業結合ガイドライン⁽¹⁾及び手続対応方針⁽²⁾が令和元年12月17日付で改正されました。改正企業結合ガイドラインでは、スタートアップ企業のように、買収時点では規模が小さいものの、データ・知的財産権等の競争

上重要な資産を保有している企業との企業結合の考え方等⁽³⁾

が明示されました。具体的には、セーフハーバー基準に該当し、通常問題とならない企業結合であっても、当事会社が競争

上重要なデータ等を有しており、市場シェアに反映されない潜

在的な競争力を有している場合には詳細な審査を行うこと⁽⁴⁾

や、主にデータ等の①種類、②量・収集範囲、③収集頻度及び

④価値(サービス等の向上との関連性)という4要素を考慮し

てデータ等の価値評価をすること⁽⁵⁾等が示されています。

た、公正取引委員会は、改正手続対応方針において、売上高

が小さいもののデータ等の競争上重要な資産を保有し潜在的な競争力を有するスタートアップ企業等を買収するケース等を

想定し、①買収額が400億円を超え、かつ、②国内の需要者に

影響を与えると見込まれる場合(例えば、被買収会社の事業

拠点等が国内にある場合等)には、事前届出が不要な企業結

合についても任意に審査を行うものとしています⁽⁶⁾。そのため、

2 コロナ禍における企業結合規制

企業結合規制に関する提出書類についても、一定の電子化が図られており、届出書や完了報告書等について押印が不要とされ⁽⁷⁾、また、届出書等の他、企業結合に関する全ての書類を電子メールで提出することができるものとされていますので、これらの制度も活用して効率的な審査対応を行うことが考えられます。

1.企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針

2.企業結合審査の手続に関する対応方針

3.その他の改正ポイントとしては、近時注目されるデジタル分野におけるデジタルサービスの特性等を踏まえた審査の考え方の明示、最近の公表事例で示されている垂直型・混合型企業結合に関する審査の考え方の明記等があります。

4.企業結合ガイドライン第4の3(1)(注5)等

5.企業結合ガイドライン第6の2(2)

6.手続対応方針6(2)。また、近時、公正取引委員会が、届出不要な案件について審査を行ったものとして、「エムスリー株式会社による株式会社日本アルトマークの株式取得」(令和元年10月24日)、「グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合」(令和3年1月14日)があり、いずれも問題解消措置を講じることを条件として承認されています。

7.ただし、届出書等が届出会社によって真に作成されたことや内容が真正であることを証明する書類の提出が必要となります。

若井 大輔 弁護士

Daisuke Wakai

Profile



2007年神戸大学法科大学院修了。2008年弁護士登録(大阪弁護士会)、北浜法律事務所入所。2014年から2017年にかけて公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課にて勤務。競争法、M&A、コンプライアンスを中心取り扱う。競争法・データプロテクションの専門家として、企業からの信頼が厚い。

